

平成 23 年度地域環境保全対策費補助金（再生可能エネルギー等
導入地方公共団体支援基金）及び災害廃棄物処理促進費補助金
（災害等廃棄物処理基金） 交付要綱

（通則）

第 1 条 地域環境保全対策費補助金及び災害廃棄物処理促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号、以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 補助金は、東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫への対応の必要性に鑑み、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を支援し、環境先進地域（エコタウン）の構築に資するための事業を実施するため、並びに東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年法律第 99 号）の趣旨に鑑み、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体である市町村（以下「特定被災地方公共団体」という。）又は特定被災地方公共団体等で構成する一部事務組合及び広域連合が実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業を支援する事業の実施のため、東北を中心とした被災地等の地方公共団体に基金を造成することを目的とする。

（交付先）

第 3 条 補助金は、環境大臣が平成 23 年 11 月 30 日付け環政計発第 111130001 号、環廃対発第 111130001 号「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金及び災害等廃棄物処理基金の実施について」の別紙「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領」（以下「実施要領」という。）の第 2 に定める基金の運用主体となる道県又は指定都市（以下「道県等」という。）の長（以下「道県知事等」という。）に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業）

第 4 条 補助金は、道県等が実施要領第 3 に定める事業を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

第 5 条 補助金の交付額は、実施要領第 4 により算出した額の合計額とする。

(交付申請手続)

第6条 補助金の交付の申請は、道県知事等が様式1による交付申請書に関係書類を添えて別途定める日までに環境大臣に提出して行うものとする。

(変更交付申請手続)

第7条 補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、道県知事等が様式2による変更交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 環境大臣は、第6条の規定による交付申請書又は第7条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式3による交付決定通知書を道県知事等に送付するものとする。

(交付の条件)

第9条 基金は、平成21年度地域環境保全対策費補助金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて造成した基金に積み増し、又は新たに造成するものとする。平成23年度地域環境保全対策費補助金の交付を受けて造成した基金等により生じた売電収入については、基金に別勘定を設け、又は新たな基金を造成し、管理するものとする。

2 基金等は、他の基金等とは別に経理するものとする。

3 基金は、地域環境保全対策費補助金及び災害廃棄物処理促進費補助金を区分して経理するものとする。

4 平成23年度地域環境保全対策費補助金及び災害廃棄物処理促進費補助金の交付を受けて造成した基金に基づき実施する事業は、次に定める期間を期限として実施するものとし、事業が全て終了した場合において、残額がある場合には国費相当額を国庫に納付するものとする。

一 実施要領第3の1(1)に定める事業

平成27年度(ただし、岩手県、宮城県及び福島県においては、平成32年度)

二 実施要領第3の1(2)に定める事業

平成25年度

(申請の取下げ)

第10条 道県知事等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第 11 条 道県知事等は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式 4 による補助事業中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

（補助金の支払）

第 12 条 補助金は、第 8 条の規定により交付決定の通知を行った後、速やかに支払うものとする。

2 道県知事等は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式 5 による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

（実績報告書）

第 13 条 道県知事等は、補助事業を完了したとき（第 11 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式 6 による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 14 条 環境大臣は、第 13 条の報告を受けた場合には、実績報告書を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式 7 による交付額確定通知書により道県知事等に通知するものとする。

2 環境大臣は、道県等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、道県等が議会の議決を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、道県等の申請に基づき補助金の額の確定の通知の日から 90 日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 15 条 環境大臣は、第 11 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

一 道県等が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくはこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合

- 二 道県等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 道県等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第16条 補助事業の経理に当たっては、補助金と基金に基づき実施する事業に係る証拠書類等の管理については予算及び決算との関係を明らかにし、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(標準処理期間)

第17条 環境大臣は、第6条又は第7条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定を行うものとする。

(附則)

- 1 この要綱は平成23年11月30日から施行する。
- 2 この要綱の取扱いの詳細については、実施要領第3の1に関する事項は環境省総合環境政策局長が、実施要領第3の2に関する事項は環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別途定めるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年9月18日から施行する。
- 2 この要綱の取扱いの詳細については、実施要領第3の1(1)に関する事項は環境省総合環境政策局長が、実施要領第3の1(2)に関する事項は環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別途定めるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年1月21日から施行する。
- 2 この要綱の取扱いの詳細については、実施要領第3の1(1)に関する事項は環境省総合環境政策局長が別途定めるものとする。